

稲沢市教育委員会後援名義の使用承認及び稲沢市教育委員会賞の
交付に関する事務取扱要領

(趣旨)

第1条 この要領は、稲沢市教育委員会（以下「教育委員会」という。）の後援名義の使用承認及び稲沢市教育委員会賞（以下「教育委員会賞」という。）の交付に関し必要な事項を定めるものとする。

(後援名義の使用)

第2条 後援において教育委員会が使用を承認する名義は、「稲沢市教育委員会」とする。

2 後援名義の使用承認を受けたものは、当該事業に関し発行する印刷物等に教育委員会が後援している旨の表示をし、又はその旨を放送等により公表することができる。

(教育委員会賞の交付)

第3条 教育委員会賞は、賞状の交付とし、主催者を通じて顕彰すべき参加者に交付するものとする。この場合において、必要があると認めるときは、併せて賞品を交付することができる。

(主催者の承認基準)

第4条 教育委員会が後援名義の使用承認又は教育委員会賞の交付（以下「後援の承認等」という。）を行う事業の主催者は、次の各号のいずれかに該当するものとする。

- (1) 国又は地方公共団体
- (2) 市の補助団体又はその下部団体
- (3) 公益法人又はこれに準ずる団体（宗教法人を除く。）

(4) 市内を活動拠点とし、又は市内における活動実績があり、教育、文化及びスポーツの振興に寄与する団体

(5) その他教育委員会が適当と認める団体
(事業の承認基準)

第5条 教育委員会が後援名義の使用承認を行う事業は、次の各号のいずれにも該当するものとする。

(1) 目的及び内容が、本市の教育、文化及びスポーツの振興に寄与すると認められる事業で、公共性のあるもの

(2) 広く市民を対象としている事業で、原則として稲沢市内が開催地であること。ただし、市民の幅広い参加が期待できる事業である場合は、この限りでない。

(3) 主催者が参加者から入場料、参加料その他の費用を徴収する事業にあっては、徴収の額及び目的が適正かつ明確であるもの

2 教育委員会賞を交付する事業は、前項各号に掲げる事業であって、参加者が競い合うことにより技能の一層の向上が期待できると認められるものとする。

3 教育委員会は、次の各号のいずれかに該当する事業については、後援の承認等を行わないものとする。

(1) 特定の政治団体又は宗教団体が主催する事業、政治活動又は宗教活動を目的とするもの

(2) 稲沢市暴力団排除条例（平成23年稲沢市条例第13号）第2条に規定する暴力団若しくは暴力団員又はこれらと社会的に非難される関係を有する者の関与があるもの

- (3) 公序良俗に反するもの又はそのおそれのあるもの
 - (4) 営利又は商業宣伝を目的とするもの
 - (5) 前各号に掲げるもののほか、不相当と認められるもの
- (申請手続)

第6条 後援の承認等を受けようとするもの（以下「申請者」という。）は、事業実施日の1か月前までに、稲沢市教育委員会後援名義使用承認及び稲沢市教育委員会賞交付申請書（様式第1）に次に掲げる書類を添えて、教育委員会に申請しなければならない。

- (1) 主催者の概要及び活動目的が分かる書類
- (2) 実施要綱、募集要項その他事業内容が分かる書類
- (3) 入場料、参加料その他の費用を徴収する場合は、事業に係る収支予算書
- (4) 教育委員会賞の交付にあつては、賞状の文案及び他の賞のリスト
- (5) その他教育委員会が必要と認める書類

(承認等の決定)

第7条 教育委員会は、前条に規定する申請があつた場合は、その内容を審査し、後援の承認等を相当と認めたときは、稲沢市教育委員会後援名義使用承認及び稲沢市教育委員会賞交付決定通知書（様式第2）により、後援の承認等を不相当と認めたときは、稲沢市教育委員会後援名義使用不承認及び稲沢市教育委員会賞不交付通知書（様式第3）により、申請者に通知するものとする。この場合において、教育委員会が必要と認める場合は、後援の承認等の決定に当たり、必要な条件を付すことができる。

(変更の届出)

第8条 後援の承認等の決定を受けたものは、申請内容に変更が生じたときは、速やかに稲沢市教育委員会後援名義使用承認及び教育委員会賞交付決定事項変更届(様式第4)を教育委員会に提出しなければならない。ただし、軽微な変更として教育委員会が認める場合は、この限りでない。

(決定の取消し)

第9条 教育委員会は、後援の承認等を決定した事業が次の各号のいずれかに該当すると認める場合は、当該決定を取り消すことができる。

- (1) 偽りその他不正な手段により後援の承認等を受けたとき。
- (2) 後援の承認等の決定に付した条件に違反したとき。
- (3) 前条に規定する変更の届出をしなかったとき。

2 教育委員会は、前項の規定により取消しをしたときは、稲沢市教育委員会後援名義使用承認及び稲沢市教育委員会賞交付決定取消通知書(様式第5)に理由を付して通知するものとする。

3 第1項の規定により後援の承認等を取り消されたものは、交付を受けた稲沢市教育委員会後援名義使用承認及び稲沢市教育委員会賞交付決定通知書及び教育委員会賞を直ちに返還しなければならない。

4 第1項の規定による後援の承認等の取消しのため損害が生ずることがあっても、教育委員会はその責めを負わない。

(事業終了後の報告等)

第10条 後援の承認等を受けたものは、事業終了後、14日以内に事業実施報告書(様式第6)を教育委員会に提出しなければならない。こ

の場合において、第6条第3号に規定する収支予算書を提出したものにあっては事業実施報告書に収支決算書を、教育委員会賞の交付を受けたものにあっては受賞者リスト（教育委員会賞以外の賞を含む。）、教育委員会賞（副賞）を受けたものにあっては使用用途が確認できる書類を添えなければならない。

（補則）

第11条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は、教育委員会が別に定める。

付 則

この要領は、平成19年4月1日から施行する。

付 則

この要領は、令和5年8月1日から施行する。